

仕 様 書

| | |
|----------|-----------------------|
| 仕様書番号 | 1 2 |
| 仕様書作成年月日 | 令和 7 年 1 月 1 0 日 |
| 調達要求番号 | 4 N Q 0 1 A 2 0 0 5 2 |
| 担当部隊 | 福島駐屯地業務隊総務科 |
| 担当者 | 柴田 和人 |
| 品名 | 5号隊舎他Wi-Fi設置に係る設備整備役務 |
| 数量（単位） | 1（S T） |

1 役務件名

5号隊舎他Wi-Fi設置に係る設備整備役務

2 役務場所

福島市荒井字原宿 1 陸上自衛隊福島駐屯地

3 役務の概要

(1) 役務内容

福島駐屯地内（5号・6号・7号隊舎）における無線LAN「Wi-Fi」環境に係る設備整備

(2) 設備整備の内容

- ア LANケーブル用の配管及び配線の整備 一式
- イ 整備場所 …… 別紙第1「福島駐屯地 配置図」

| 整備する隊舎 | 整備内容 |
|--------|---|
| 5号隊舎 | ・ONUからルーター間、ルーターから各階アクセスポイントまでのLANケーブルの配管及び配線 |
| 6号隊舎 | ・ONUからルーター間、ルーターから各階アクセスポイントまでのLANケーブルの配管及び配線 |
| 7号隊舎 | ・ONUからルーター間、ルーターから各階アクセスポイントまでのLANケーブルの配管及び配線 |

- ウ 設置箇所 …… 別紙第2-1「5号隊舎 設置箇所」
- …… 別紙第2-2「6号隊舎 設置箇所」
- …… 別紙第2-3「7号隊舎 設置箇所」

4 検査等

(1) 完成検査

監督及び検査は、契約担当官が定める要領に従い、監督官立会の上、機能検査を実施して判定する。

(2) 保証

完成検査完了後、設置機器に故障が生じた場合は、その都度協議し改善するも

のとする。

5 その他の指示

(1) 必要器資材の調達及び回収、撤去、清掃

ア 本役務実施に必要な車両及び器材並びに、油脂類、ウエス等の消耗品は請負者側の負担とする。

イ 点検整備及び部品交換において発生した廃棄物等は、請負者側で回収、撤去、清掃を行い、施設内に残置しないこと。

ウ 整備に必要な電力、水道は契約者側が保有するものを使用することができる。

(2) 守秘義務

ア 本役務履行に直接関係ない場所への立ち入りを禁止する。

イ 請負者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(3) 厳守事項

ア 連絡調整先

陸上自衛隊福島駐屯地業務隊総務科

柴田 和人 連絡先 024-593-1212 (内線309)

イ 本役務実施にあたり業務責任者を定め、法に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令の規定を遵守して作業を行うこと。

ウ 業務責任者は、役務中は常駐するものとし、適切な現場の運営管理を行うこと。

エ 指定場所以外での喫煙を禁止し、防災には万全を期すること。

オ 1日の業務時間は8時15分から17時までとし、その時間を超える場合は監督官に申し出て、その指示に従うものとする。

カ 本役務終了後、作業完了報告書、整備内容の写真及び図面を提出することとし、様式は随意とする。

(4) 事故防止

ア 請負者側は、業務の実施に当たっては、諸法令、法規を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。

イ 本役務は本仕様書により実施するものとし、特に指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。

ウ 万一、次の各項の事項が生じたときは、請負者側の責任において処理すること。

- ・ 敷地内外構、通路、植栽、建物及び付随する設備等の損壊に対する事故
- ・ 設置に使用する検査機材等に対する事故
- ・ その他請負者側の管理責任に基づく事故

(5) 疑義

本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官の指示を受け、監督官と協議をするものとする。

6 その他

(1) 作業にあたり、本仕様書によるほか、メーカー仕様及び監督官の指示に基づき実施する。

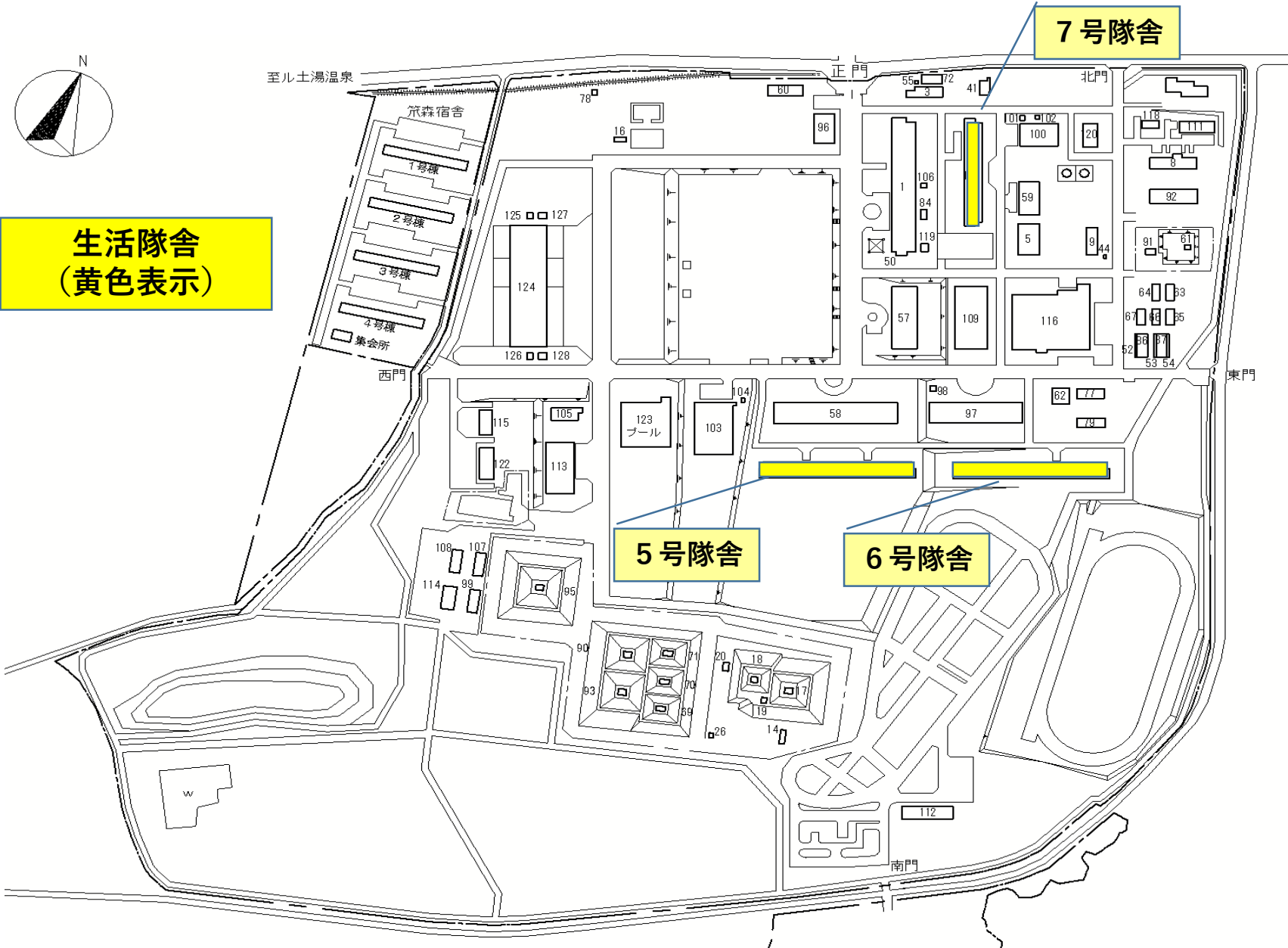
(2) 本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施する。

(3) 実施にあたっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守する。また、必要ある届出等は、請負者の負担において実施する。

(4) 使用する資器材等は、全て請負者において準備する。

- (5) 作業における破損修理及び事故における対策等は、全て請負者の責任において実施する。
- (6) 本役務中に、不良箇所及び修理を要する箇所が発見された場合は、別途とする。
- (7) 本仕様書に関し疑義のある場合は、監督官に報告し、指示を受ける。
- (8) 発生材について、鉄屑等は監督官の指示する場所に種別ごと整理の上、発生材調書を提出する。それ以外については、監督官の指示する場所に集積する。

福島駐屯地 配置図



生活隊舎
(黄色表示)

7号隊舎

5号隊舎

6号隊舎

5号隊舎 設置箇所

使用部隊：44i 2~3中隊、本管中隊

- 凡例
- : ONU
 - : ルーター
 - ★: AP



7号隊舎 設置箇所

